

令和2年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 令和2年6月4日(木)
午後2時から4時00分まで
場所) 宮城県行政庁舎4階庁議室

■出席委員(50音順)

石川真作委員, 市瀬智紀委員, 小松崎あんな委員, 末松和子委員, 田村由香子委員,
針生英一委員, 藤田祐子委員, 宮澤イザベル委員, 山下禎博委員

■欠席委員

金才努委員

■事務局出席者

古谷野義之 経済商工観光部国際経済・観光局長
江間仁志 経済商工観光部国際企画課長
菅原正義 経済商工観光部国際企画課副参事兼課長補佐(総括担当)
佐野智則 経済商工観光部国際企画課主任主査(企画調整班長)

【1 開会】

【2 委嘱状交付】

【3 就任者あいさつ】

【4 あいさつ】

【5 出席者紹介】

【6 議題】

市瀬会長

前回令和2年2月13日に開催された令和元年度の最後の審議会の際は、それほど、新型コロナウイルス感染症の話題が出ることもありませんでしたが、その後、社会が大きく変わり、経済社会が非常に不安定化し、人種間の課題が大きくクローズアップされてきています。各地域におかれましても、出入国の不便や外国籍住民の情報不足や雇用の不安定化などが見られる様になってきています。

多文化共生に関する宮城県の条例は、地域において、外国籍住民の人権を守る砦になっているところですので、委員の皆様におかれましては、この状況下で様々な事例を聞いていると思いますので、是非本日の御議論に反映させていただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。「議事事項1 令和元年度多文化共生社

会の形成の推進に関して講じた施策について」及び「議事事項2 令和2年度多文化共生推進事業について」、一括して事務局から説明を求めます。

事務局

「資料1 令和元年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策（概要版）」を御覧ください。今回御説明させていただく内容は、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定に基づき、毎年度県議会にも報告する予定としています。

令和元年度に新たに行った取組などについて、主なものを紹介します。

「1 令和元年度多文化共生施策の概要」「(1)「意識の壁」の解消」を御覧ください。

「④多文化共生地域会議開催事業」についてです。本事業は、昨年度、総務省が新たに始めた新規事業であり、全国各地で多文化共生について講演会若しくはシンポジウム等を開催し、普及啓発に努めました。昨年度の開催地の一つとして本県が選ばれ、実施したもので、地域における多文化共生に係る情報共有と先進事例の横展開を目的に、基調講演等を行い、当日は80名が参加しました。

次に、「(3)「生活の壁」の解消」です。

始めに、「①みやぎ外国人相談センター設置事業」についてです。宮城県国際化協会に委託し、外国人等から寄せられた相談に対して、13言語で対応し、必要な情報提供や専門窓口の紹介を行いました。昨年度は、251件の相談を受け付け、さらに、国の交付金を活用し、多言語コールセンターの利用や相談室の改修工事等を行うことで、同センターの機能強化を図りました。

次に、「③外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議運営事業」についてです。昨年度の新規事業であり、有識者9名により、外国人労働者等の地域社会での受入や共生のあり方に関する意見交換を1回実施しました。

なお、2回目についても3月の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の時期であったため、延期としています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催することとしています。

次に、「2 宮城県多文化共生社会推進計画の評価指標における進捗状況」についてです。

第3期計画の初年度である昨年度の実績について、7つの指標により評価したものです。一番右端にそれぞれの評価指標における令和5年度の目標値と目標値に対しての達成率を欄外に記載しています。

なお、指標に係る各市町村からの報告の詳細については、「参考1 令和元年度市町村の多文化共生社会推進計画の評価指標等に関わる取組」を配布していますので、後ほど御覧ください。

始めに、「評価指標1 多文化共生啓発事業を実施している市町村数」についてです。平成30年度から5市町増加、3市町減少、合計で2市町増加し、14市町とな

り、令和5年度目標値に対する達成率は40.0%となっています。減少した3市町については、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止した結果、減少となったものです。

次に、「評価指標2 多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数」についてです。昨年度の参加者数は、361名となり、令和5年度の目標値に対する達成率は15.7%となっています。こちらも、令和元年東日本台風により事業を中止した市町村があり、その影響もあると考えています。

次に、「評価指標3 多言語による生活情報の提供実施市町村数」についてです。2市町増加し、27市町で実施されており、令和5年度の目標値に対する達成率77.1%となっています。

次に、「評価指標4 日本語講座など日本語学習支援及び関連する取組を実施している市町村数」についてです。昨年度の増減はなく、14市町村となっており、令和5年度の目標値に対する達成率は40.0%となっています。

次に、「評価指標5 外国人相談対応体制を整備している市町村数」についてです。2市増加し、9市町となり、達成率は60.0%となっています。

次に、「評価指標6(i) 技能実習を除く外国人雇用者数」についてです。1,793人増加し、9,118人、達成率は76.0%となっています。

次に、「評価指標6(ii) 外国人労働者に係るセミナー・研修会等に参加した事業所数」についてです。第3期計画の新指標となっており、昨年度実績値は、378事業所となり、達成率は25.2%となっています。

次に、「評価指標7 文化・習慣等の相互理解の促進に係る取組の参加者数」についてです。こちらも、第3期計画の新指標となっており、令和元年度実績値は、1,926人となり、達成率は55.0%となっています。

資料1についての御説明は以上になります。

続きまして、「資料2 令和元年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」については、ただいま御説明しました「資料1」の詳細になっていますので、後ほど御覧ください。

次に、「資料3 令和2年度多文化共生推進事業について」を御覧ください。

今年度の施策のうち、主なものを掲載しています。施策の柱、「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」と3本あり、柱ごとに該当する施策を記載しています。このうち今年

度新たな取組を主に御紹介します。

まず、「2「言葉の壁」の解消事業」についてです。

「(2)日本語学習に係る調査研究事業」については、今年度の新規事業となり、一般財団法人自治体国際化協会（クレア）の「多文化共生のまちづくり促進事業助成金」を活用しています。

内容としては、外国人県民が地域で自立した生活を送るために必要な日本語学習支援について、より効果的な支援を行うため、外国人県民及び支援者双方の現状を調査し、本県における日本語学習の課題やニーズを的確に把握・分析を行うとともに、スマートフォンやスカイプなどICTを活用した複数の日本語学習についても試験的に実施するものです。さらに、その効果検証を踏まえ、新たな日本語学習支援のあり方を研究することで、今後の本県の施策展開につなげるものです。

次に、「3「生活の壁」の解消事業」についてです。

「(1)みやぎ外国人相談センター設置事業」については、拡充となり、県国際化協会に委託し、すでに事業を実施していますが、今年度においては、相談員を1名増員し、当該相談センターの機能強化を図っていく予定です。

また、県保健福祉部で開設しています「新型コロナウイルス感染症にかかる健康電話相談窓口」を、みやぎ外国人相談センターのサテライト窓口と位置付け、外国人の方から相談が寄せられた際に、即時に対応できるワンストップ窓口として機能するために、外部の多言語コールセンターを活用し、外国人からの相談にも対応しています。

次に、資料4「令和元年度第2回多文化共生社会水員審議会における意見及び県の考え方」は、前回2月に開催しました審議会において、皆様から頂きました御意見をまとめた資料です。

左側に「審議会における意見等」として、皆様から頂きました御意見を、右側に「県の考え方」として審議会当日に、当方から回答しました内容などを記載しています。

資料の中から、いくつか御説明いたします。まず、No.2を御覧ください。

「実施している多文化共生施策に係る取組について、関連性や方向性などの見える化を求める」御意見を頂きました。この御意見を受けて、「資料5 宮城県多文化共生社会推進事業における各種取組について」を作成しましたので、御覧ください。

構成としては、左側に「第3期宮城県多文化共生社会推進計画の方向性」を、中央には「令和元年度の実績」を、右に「令和2年度計画」を記載しています。

令和元年度実績の列においては、各方向性・取組に対する評価指標の達成率をグラフで表示しています。例えば、地域社会の更なる理念啓発は、35市町村中14市町となっていますので、達成率は、40.0%という見方になります。さらに、県の取組に加え、県国際化協会の取組についても記載しています。達成率が低い箇所や取組が薄い箇所などについては、今後、第3期計画期間の中で、達成に向けて力を入れていきたいと考えています。

それでは、「資料4」にお戻りください。No.5を御覧ください。県国際化協会に派遣しています、外国籍児童支援員の支援枠の拡大についての御意見でした。当該支援は、

県国際化協会の自主財源で実施しており、すぐに支援枠拡大は難しい状況ですが、この問題については、小中学校を所管する市町村や義務教育を所管する県教育庁と協議をしていく必要があると考えています。この問題については、教育庁でも認識しており、国にも指導教員の加配等を求めているところです。財政上の問題もあり、すぐに改善は難しいと思いますが、今後も、地域で外国人を受け入れる例は増えていくと思われまますので、この問題については、引き続き関係機関とも協議を続け、改善に努めていきます。

なお、本日、参考資料としまして、3種類お配りしております。

「参考1」については、令和元年度に各市町村において取り組まれた多文化共生関連事業について、記載しています。このうち、赤字は、新規に記載した取組になります。どこの市町村でどのような取組が行われているかをわかるように記載しております。「参考2」については、法務省の在留外国人統計の公表データになりますが、こちらは、令和元年12月末のデータが未公表ですので、平成30年12月末現在となっております。「参考3」については、第3期宮城県多文化共生推進計画の概要版となっておりますので、それぞれ、後ほど御覧いただければと思います。

事務局からは以上です。

市瀬会長

外国人の日本語学習についてのニーズが変化していることを受け、ICTを含めた日本語学習支援のあり方について、令和2年度新規事業として調査研究事業を実施すると説明いただきました。

ICTの活用を含めた学習支援については、この審議会でも何度も話題に上がっています。文化庁の生活者としての日本語事業調査でも、全国的に作られている教材のリストなどがあり、インターネット上に公表されていますので、そちらも参考にさせていただければと思います。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の状況下で、例えばMIAの日本語教室等がすでにICT化しているのではと予想されるのですが、日本語学習の現状について、情報をお持ちでしたら提供下さい。

事務局

文化庁におけるICT教材のリストについて情報提供を頂き、ありがとうございます。当該事業については、MIAへの委託を予定しているため、MIAとも共有しながら是非参考にしたいと思います。

また、MIAの日本語教室講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は対面式の講座は休講としています。今後は、再開に向けて、このような状況が続く事も考えながら、ICTの活用も視野に入れ、どのような支援が出来るかを、今MIAでも考えていると聞いています。現状では対面以外での日本語講座は実施されていないため、これからに向けて検討中というところです。

市瀬会長

学校教育を始め、今、大きな変換点であると思いますので、日本語教室でもそのような動きが出てくれば良いと思いました。

藤田委員

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、身体的な健康に関しては、健康電話相談窓口を設け、さらに、みやぎ外国人相談センターのサテライトとして利用できる体制にしていると説明がありました。一方で、経済的に飲食店を営んでいる方で、コロナで大きな打撃を受けており、かつ、各種支援の対象になっている方がいます。しかし、支援を受けるには、作成すべき書類や届けなければならない書類があるなど、外国籍の方は苦勞される可能性があり、受けられる支援を受け損なうという危険性もあります。県が実施している若しくは、検討している経済的なコロナ対策について教えていただければと思います。

事務局

経済的な支援については、特別定額給付金や住居確保給付金等、国では様々な施策を用意しています。そのような情報を把握しながら、問い合わせに可能な限り答えており、さらに、MIAのホームページやフェイスブック等により、支援に関連する多言語情報について紹介しています。

当該情報は、出身国ごとのコミュニティーや県内の国際活動団体、通訳のサポーターなどに、メール等でもお知らせをしています。みやぎ外国人相談センターにも相談が寄せられており、例えば留学生の方であれば、アルバイト先が休みの状態になり、収入が少なくなった。あるいは、家賃の支払いが苦しいという問い合わせが寄せられており、その都度、情報や相談窓口などを案内しています。

加えて、弁護士会や行政書士会等の関係団体とも連携しながら相談に対応しており、手続き面の支援については、必要に応じて、行政書士会も紹介をしています。

必要な方全員に、必要な支援が届いているかについては、十分とは言えない部分もあるかもしれませんが、情報を必要な方に届け、活用して頂くために、コミュニティーの関係者や活動団体の方のお力を借りしながら、広く周知・お知らせをしたいと思います。

末松先生

特別定額給付金ですが、東北大学では、留学生に対して申請の仕方等を多言語で提供する試みを進めています。可能であれば、宮城県で動画を作成いただき、学生等に伝えられればと考えておりますので、是非とも御検討頂ければと思います。

現在、私たちは申請書等の具体的な書き方を教える動画コンテンツの作成と配信を計画しています。

県の動画作成が難しければ、私たちの動画を参考にさせていただいてもいいのですが、連携していきたいと思いました。

次に、「資料1」の「評価指標1」と「評価指標4」が、ともに14市町ですが、同じ14市町かをお尋ねします。外国人住民が非常に少ない市町においては、啓発活動等をどのように実施していくのが、疑問として浮かびましたので、今後の戦略をお聞きしたいと思います。

「評価指標2」については、平成26年から30年までの合計数が約1,500人である一方、今期は5年間で2,300人という、少しアグレッシブな目標だと思います。初年度である昨年度は361人、達成率15.7%と初年度から非常に苦戦している状況について、これをV字回復するためには、どのような戦略を考えているか伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に関し、昨年度の末から、様々な会議・集会等がキャンセルされ、今後の状況も見通せない中、今年度の計画をどのように実行される予定なのかをお聞かせください。計画している事業の中にも、オンサイトではなくオンライン等を使って出来るものがあるのではと思いました。

大学の授業もすべてオンライン化しており、昔は絶対出来ないと思っていたことが今出来ている状況ですので、ポストコロナの新しい形の支援や啓発活動の形を、ここで模索する一つの機会として捉えてもいいと思いました。

事務局

まず、特別定額給付金については、国が作った多言語チラシをMIAのフェイスブック等でも発信しながら、給付金の説明や申請先をお知らせしています。ただし、申請様式のひな形は、国で示されたものがあるものの、市町村によって若干様式が異なっているため、記入の仕方が分からないと言う声も聞こえており、書き方等についてしっかりと伝えることが非常に大事だと思っています。現在のところ、県では、チラシを提供することでの対応を考えていますが、もし委員の方で、動画作成に取り組まれた際は、その使い方について検討させて頂ければと思います。ホームページ若しくは別ツールなど、周知方法については、技術的な検討が必要かも知れませんが、非常に有意義な取り組みだと思いますので、是非御相談をさせて頂ければと思います。

次に、「評価指標1」と「評価指標4」が、いずれも14市町村となっている件についてですが、例えば、仙台市・石巻市・塩釜市・気仙沼市などは両指標に入っていますが、必ずしも14市町村の全部重なっているわけではありません。

委員御指摘のとおり、在留外国人数は市町村によって違い、外国人が多い沿岸部や一部の内陸部などは、外国人住民に対する意識は高い傾向があります。具体的には、沿岸部の仙台市・石巻市・塩釜市・気仙沼市や、内陸部の登米市、栗原市、大崎市などのような、もともと技能実習生や定住外国人の多い地域は、情報発信等に熱心に取り組んでいます。

県では、不定期ではありますが市町村を訪問し、多文化共生あるいは国際交流の担当職員と打ち合わせを行い、地域の実情や施策の展開の仕方などをヒアリングしながら、普及啓発についてもアドバイスをしていますので、そのような機会を捉えながら、地域での展開が広がっていくように、今後とも努めたいと思っています。

なお、「参考資料1」では、実績のあった14市町村が、「◎」と「×」とで整理がされているので、参考までに御覧ください。

次に、「指標2 多文化共生に関する説明会等への参加県民数」で昨年度の実績が361人となり、令和5年度の目標値が2,300人としていますが、これはこの審議会でも御議論頂きながら決定した目標値であり、年10%の伸びを見込んでいます。第2期計画における5年間の実績は、1,551人であり、その約1.5倍の目標値となっているため、委員御指摘のとおり、アグレッシブな目標値であると思います。一方で、当該目標値は5年後のものでありますので、1年度に20%程度達成できていれば5年後には目標を達成できる数字と思っています。第2計画では5年間で1,551人であり、平均すると1年では約300人となりますので、令和元年度実績が361人というのは、第二期計画のペースを上回っていることとなります。昨年度は法律改正もあり、新しい在留資格も創設され、今後、外国人の方が増えてくることを考えると、県民の関心も少しずつ高まって行くと思います。

さらに、先ほど申し上げたような、市町村との意見交換や市町村を対象にした研修会などにおいても、普及啓発等に力を入れて頂くように働きかけていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の関係で、現在計画している集会やイベント等について影響が見通せない中、現在、実施可能な範囲について整理をしているところですが、本日掲げている事業については、現時点で中止が決まったものはありません。基本的には実施の方向で考えていますが、様子を見ながらというのが正直なところです。そのような中でも、先ほど御紹介した日本語学習に関する調査研究事業や外国人相談センター設置事業などは、着実に実施しなければならないと思っています一方で、それ以外の事業については、オンラインでの取組の様な新しい形が模索出来るのではないかと御指摘は、全くそのとおりと思っています。

例えば、「生活の壁の解消」に関する事業である「外国人留学生定着支援事業」は、当課で実施しており、企業向けのセミナーや留学生の方向けの就職情報誌の作成などを行っています。そのような企業向けのセミナーを、オンラインで行うというのも十分可能だと思いますし、現に別の事業でも、オンラインでのセミナーや商談会といったことも方策として模索しているところですので、新しい方法も考えていきたいと思っています。

針生委員

資料の中で就労支援や定着支援という取組がありますが、企業に外国人を入社させようとする、今までとは違った仕組みや体制づくりが必要になってくると思います。外国人からの悩みを聞くと、例えば、仕事に対する取り組み方や商習慣の違い、言葉の問題、日本人の建前と本音は分かりにくいなどがあります。外国人が定着し、活躍してもらう為には、企業の中にも外国人をサポートする「メンター」の育成が必要だと思っています。メンターを育成する為のプログラム作りや資格化なども考えられると思っています。

企業の中に外国人を良く理解して、外国人を普段からサポートする人がいないと、

定着、活躍というところまでいかず、辞めてしまうケースが出てくると思いますので、是非お考え頂ければという提案でした。

事務局

人手不足等と言われる中で、外国人を受け入れることは、時代の流れであるところもあり、また別の視点として、外国人を活用した新たな事業展開といったものもあるので、外国人材の活用は、大変大事なことと思っています。

受け入れて活躍して頂くためには、委員御指摘のような、ハード・ソフト両方の受け入れ態勢が必要であり、その中でも普段から相談に乗れるようなメンターの育成というのは大事であると思います。

先ほど御紹介しました「留学生定着支援事業」の中では、実際に留学生が会社訪問をし、その会社の雰囲気を知った上で、入社した外国人社員と話しをする機会をつくっていますが、現在、メンターの育成までは取り組んでおりません。

外国人を受け入れる企業が増えていく中で、将来的にメンターの育成などを考えてければと思います。

市瀬会長

昨年度の多文化共生シンポジウムの中で、企業の方に登壇していただきました。その中では、企業の方が、外国人をパートとして受け入れたことによる、受け入れ側の変化についてお話になっていました。新たに資格を作るというのは、今後の展望としてはありますが、現状でも、外国人のメンターとして育ってきている経験を持っている企業もありますので、その経験を他の企業とシェアして頂くと、委員のおっしゃったようなことが現実になると思いました。

石川委員

「評価指標2」の15.7%の達成率は、他の指標と比べて、数字が低いと思います。諸事情があることは理解しましたが、多文化共生推進事業全体が基本的に外国人支援のような外国人向けの事業が中心で行われているという印象があります。シンポジウム等が行われていますが、日本人に向けた取組が少し弱い気がします。

例えば、シンポジウムなどは、関心のある方が集まっていますが、一方で、関心が無い層にどう啓発していくのが課題になってくると思いますが、どのように考えているか伺います。

次に、コロナ対策関連ですが、様々な支援が外国人向けにも同じように行われていますが、外国人の特殊事情として、在留資格との関係があります。多くの支援が、非常に幅広い在留資格の方に対応できるようになっていると思いますが、報道等で聞くと、ワーキングホリデーで来日している方たちが在留資格の期間満了により帰国しなければならないが、出入国の規制があつて帰国できないケースや、また、同様に、技能実習生が、実習期間が終わった後に帰国できないケースなど、全国では出ている様です。そういったケースに関して把握されているか、また、何か対策があるのか伺い

たいと思います

今、メンターを置くという意見の中で、方向性としては、外国人に地域に定着して頂くことが重要であると理解しています。交流会やシンポジウムなどは、日本人と外国人の間の意識の壁を下げるために行われていますが、様々なケースを見てきましたが、その場で終わってしまう取組が多く、継続的な関係を築くことが非常に難しいと感じています。実際に現場で技能実習生たちと話した際は、特定技能に行く気はあるのかと聞くと、行ってみたいけれども…という返事で、加えて、企業も特定技能に関して、定着が自由なところに懸念を持ち、二の足を踏んでいるという現状があると思います。さらに、技能実習生に、定着について聞いてみると、良くしてもらっているから出来ればここに居たいと答えます。良い人間関係が構築されていると懸念も取り払われていくと感じます。

外国人もコミュニティーの一員として受け入れられる、外国人と日本人という関係ではなくてコミュニティーとして受け入れられる、地域としても当然外国人もいるという所までいかないと、定着につながらないと考えています。今後の継続性について、どのように考えているか伺います。

事務局

まず、「指標2」ですが、昨年度予定していた事業が台風の影響で実施出来なかった市町村もあり、本来であれば、もう少し数字は高かったと思われます。

それでも、361人という実績は、目標値からすると低いので、委員御指摘のとおり、日本人向けに、とりわけ無関心層（あまり関心の無い方々）へ向けた取組が鍵になってくると思います。

シンポジウム等を開催するというのも一つの手法ではありますが、無関心層にも関心を持っていただける取組と組み合わせて実施するという手法に有効だと思えます。

昨年度は、技能実習生や地域住民向けのセミナー等を実施し、併せて開催した交流会ではそれぞれの国の出し物や音楽等を披露し合いました。このような取組であれば、心理的な垣根も低いので、参加者数も増えると思えますので、セミナーやシンポジウム等と併せて、事業の実施スタイルを工夫しながら取り組んで行きたいと思えます。

次に、在留資格の問題についてですが、新聞報道等では、ワーキングホリデーが終了したが、出国できなくなり、または、技能実習の期間終了後、帰国できないといったケースも報じられていますが、事務局で事例は把握していません。

みやぎ外国人相談センターには、在留資格に関する相談も寄せられますが、在留資格自体が国の制度であるため、県で対応できる部分が非常に限られています。例えば、滞在場所を提供できる窓口やフードバンクのような食料を供給できる窓口を紹介したり、行政書士等に話をつないで、出入国在留管理庁への手続きを促したりの対応は行っていますが、基本的には、国の制度の話と考えています。

また、外国人の定着に向けて、継続的な関係を築いていくことについては、技能実習生は休みの日は買い物をするか、宿舎にいるぐらいで、特段何もすることが無い状況のときに、受入企業側が、レクリエーションとして、色々な所に連れ出すことでも

良い関係の構築には貢献していると思います。

委員御指摘のとおり、地域と技能実習生との良好な関係づくりのためには、地域レベルでも、騒音やゴミ出しの問題などで近所や町内会とトラブルにならないよう、予め技能実習生の情報を自治会の役員に話しておくなど、普段から意思の疎通を図っておくことが重要と考えます。そうした関係があれば、町内会の催し物と一緒に参加するようになったという事例も聞いていますので、このような取組が地域で実施され、少しずつ継続的な関係構築につながっていくと思います。

市瀬会長

外国人が地域で定着し生活していけるように、今後も委員の皆様から、審議会の場でアドバイスや御支援を頂きながら、取組を継続していただければと思います。

なお、技能実習生は、実習期間が終了すると、帰国するのですが、沿岸部には 10 年、20 年と長きにわたり、定着しているフィリピンや韓国の方々もいます。

震災直後の MIA の一つのポリシーとして、地域で定着している外国人に、リーダーとなって頂き、その地域の良さや地域と住民との関わりのノウハウを広めてもらう活動をしていた時期がありました。引き続き、そのような事業も継続して、地域の中心となるような人材を育成することも、今後取り組んでいく必要があると思いました。

田村委員

小学校現場の目線から、資料を拝見しましたが、留学生や労働者に向けた取組が非常に多いと感じました。私の周りでは最近国際結婚が前よりも増え、私の学校でも多くいます。父親の名前を見て日本人かと思うと、母親が外国人であったりというケースもあり、日本の学校では、当たり前とと思っているようなことが、外国人の母親にはすべてが初めてで、サポートが無いと心配が大きくなるといった実情もあります。

そのような方が、地域内には多数います。生まれ育ったところと慣習が違うことを、初めての子育てで感じることになりませんが、何か相違を感じたとき、日本のやりかたに歩み寄る方と、違和感を感じられる方といるので、日本語学習室という立場から、間に入って支援等を行っています。

来日される方は、ファミリーでいらっしゃるという方も多いですが、県の取組には、子供やファミリーに対してのサポートや事業が少ないと思いました。

例えば、子供が参加すれば、もれなく親も喜んで参加するということもあると思います。意識の高い方はシンポジウムなどに足を向けるかもしれませんが、私の学校は、共働きの家庭が多いので、平日のイベントや土日であってもなかなか参加できないというのが実情だと思います。そういった対象に向けた取組を考えて頂きたいと思います。

東北大学に留学に来て、仙台に就職したかったが、働くところがなく、残念だけど違うところに転校していったファミリーもいました。仙台市や宮城県は住みやすいと思われているのに、住み続けられないという現実があり、難しいと感じています。多

文化共生社会推進事業の対象が労働者や留学生に見えるので、子供やファミリー向けにも考えて行く必要があると思います。子どもが住み着けば、宮城がふるさとになり、宮城が活性化していくと感じています。

さきほど地域という話がありましたが、地域の中には外国人が多いので、例えば運動会があると、子供会の方が外国人母親に「お弁当を頼むのよ」などと、声をかけて下さっています。助けてあげたいという想いは、皆同じだと思うのですが、そこで出てくるのが言葉の壁です。最近、外国人のお母さんが、子供会や町内会に入らないといった事例があったのですが、これは言葉の壁があって、役員なども務めることができないことに起因していると思います。

本日配布いただいたヘルプカードをみて、大変良いと思ったのですが、私自身初めて見ました。日本語学校等に置かれていると伺いましたが、小学校は避難所になるので、このようなものが小学校にもあるといいと思いました。外国人が避難してきて、言葉に抵抗を感じる場合があった時に、避難所である学校にこのようなものが備え付けられていると非常によいと思いました。また、外国人の母親や家族の方に紹介したり、また、外国籍児童でも高学年でしたら、本人に持たせると、自分で自信を持って指さしができると思いました。

また、国際結婚の方でトラブルを抱えている人も多いです。結婚されてから上手いかなり、帰国もできず、孤立している方などの中には、相談先を探したり、母語で相談したいといったことで苦勞されている方もいます。

この間も、小学校で、心の相談テレフォンという相談窓口が記載された名刺サイズのカードが配られたのですが、日本語でしか対応しておらず、外国籍児童たちは、非常につらかりしていました。そのような時、センティアで、外国語での対応を引き受けてくれました。新型コロナウイルス感染症で混乱している時も、学校の情報は届けられましたが、それ以外の情報をどの程度入手でき、理解されていたのか心配です。様々な窓口を、広く周知して頂きたいと思いました。相談出来るところが多ければ、相性が合うところを見つけ、出向いたり、電話をしたりできると思います。

言葉の壁ですが、私も英語はあまり上手ではありませんが、学校の他の職員はもっと抵抗があります。外国人の母親に聞きたいことがあっても、聞きづらいと感じることもあるようです。最近 iPad が学校に取り入れられ、翻訳のアプリを入れて使っていますが、今後は、外国籍児童が使えるようにして児童が自分でアプリを使いながら自己表現が出来る様になればいいと思っています。先ほど、ICTの活用といった説明もありましたが、コロナで休校だった3か月の間に、日本語を勉強すべき児童を呼んで日本語を教えることができたならよかったです。外出させるわけにもいかず、テレビ電話などの選択肢も挙がったのですが、児童のインターネット環境が不明であるため取り組めませんでした。多くの小中学校では、YouTubeでの発信などを取り組んでいます。双方向にインターネットやオンライン使ったものというのは、予算的にもハード的にもソフト的にも厳しいという現状があります。

外国籍児童が宮城県には多くいるので、前にも御意見しましたが、教育委員会に任せきりにしないで、県の事業として取り組んで頂きたいと思います。他県では、外国

籍児童への対応として、ハウツー本や練習帳まで作成しているところもあります。各自治体、各教育委員会で個別に取組を求められても、実現できず、結局、個人に負担がかかっているのが現実です。

今、在学しているファミリー達は、仙台も宮城県も大好きで、ずっといたいと言ってくれていますが、今後、子供は大人になり、また子供も生まれます。長い目で見て計画の中に、外国籍児童やファミリー向けの取組を、少しずつでも入れて頂けるといいと思います。

事務局

委員御指摘のとおり、子供を対象にした事業が少ないのは事実ですが、子供を対象にした事業となると、県よりも市町村において、より住民目線に立った事業や取組がなされていると思います

技能実習生や高度人材、あるいは特定技能といったところに、施策や目線がいきがちですが、委員御指摘のとおり、家族で来日されていれば、配偶者や子供も同伴されていますので、県としても、子供を対象にした事業という視点は、大事にして行きたいと思います。また、生活者として外国人を見たときに、企業や地域、学校など、受け入れに関わる方々との連携なしにはできない話ですので、意識をもって取り組んで行きたいと思います。

宮城県や仙台は住み良いが、働く場所がないので他の所に移ってしまっている話については、特に東北大学に来られるようないわゆる高度人材が多いと思います。現状、宮城県内の企業で高度人材を受け入れられるところは、それほど多くはないですが、外国人が宮城に住み、企業で働くことが、大きなメリットになるという視点で、多くの外国人に来て頂きたいと様々な事業を展開しています。その一環として、外国人留学生定着支援事業において、受入企業を増やす、あるいは、少しでも多く企業に就職していただけるよう、宮城に就職したい留学生を増やす取組を進めています。最近の取組ではありますが、必要性も高い取組ですので、今後も力を入れて行きたいと思います。

外国籍児童が宮城に定住することで将来にもつながるといった話については、生活する上で必要な相談窓口の体制が重要になってくると思いますが、センティアやMIA、各地域の国際交流協会など多様な相談窓口がある一方で、その周知広報については発信しているものの届いていないという現実もあるかもしれません。これは地道に周知広報に取り組んで行くこととあわせて、関係団体や外国人に近い存在にリーチしていく必要があると思います。

また、ヘルプカードについては、昨年度増刷したものであり、在庫はありますので、学校や必要と思われるところへアプローチをしていき、その反響もみながら場合によっては、増刷等も考えたいと思います。教材については、確かに以前も御意見いただきましたが、現状難しいところもありますが、教育委員会と調整をしながら、どのように取り組んでいくかを考えていければと思います。

小松崎委員

センティアや MIA に勤めている中で関わる子供や両親は、ロシア系やウクライナ系、旧ソ連の人が多く、彼らからは、仙台は暮らしやすい場所だが、情報が多言語化されていないといった意見が聞かれ、相談先や情報の入手先について質問を受けます。

インターネットを使って、「相談窓口」「ロシア語」と検索をかけても、ロシア語の情報しかヒットせず、結局、欲しい情報は得られないです。旧ソ連の人は、英語が分からない人も多いため、言葉の壁を感じると、家に閉じこもってしまったり、社会から遠ざかったりしまったりしてしまい、凄く深い問題だと思います。

「参考資料 1」について、市町村における生活情報の提供にある多言語母子手帳では、ベトナム語、ネパール語、韓国語、英語などが多く、スペイン語、フランス語などの欧米の言語が少なく物足りないと思いました。今、MIA とセンティアにおける翻訳の仕事は、コロナの影響もあり、少なくなっているのです。この時期を捉えて翻訳等を実施することで、今後に向けた多文化社会の取組を加速させ、ホームページ等を更に多言語化して頂ければと思います。ツイッター等による発信についても、英語、日本語の他の言語についても対応すれば、外国人は、日本は暮らしやすいと認識すると思います。母子手帳についても、ロシア語、スペイン語、フランス語等の欧米言語があると、更に、宮城は暮らしやすくて安心である、全世界に発信することができ、仙台に住んで良かったということにつながれば良いと思います。

市瀬会長

今、新型コロナウイルス感染症の影響で、思いがけず空いた時間を活用して多文化共生社会の基礎になるような地道な作業をやっておくの良いのではないかという御意見でした。予算措置にも関わってくるとは思いますが、とても良いアイデアを頂いたと思います。

事務局

多言語の母子手帳については、取り組んでいる市町村もあり、「参考資料 1」の赤字で書かれた所が新しく記載した所です。例えば、「参考資料 1」の石巻市では、生活情報の提供という欄で、多言語版母子手帳の交付とあり、英語、中国語、ハンダ語、タガログ語とあり、その後 タイ語、ベトナム語が赤い字になっているのは、昨年度、新たに、タイ語とベトナム語を追加したということになります。気仙沼市では、母子手帳の多言語化そのものが赤くなっていますが、昨年度新しく 5 か国語で作られたのかと思います。少しずつ市町村へも情報の多言語化については、広がっていると思います。

母子手帳は、日本的であり、外国にはあまりないと聞いていますので、非常に良い取組が多言語化でなされており、妊婦や家族も安心できると思いますので、このような取組がもっと広まればよいと思います。

昨年度の入管法の改正により、国の政策や取組方針も大きく変わってきていますので、市町村レベルでの取組も、少しずつですがこれからも広がっていくのだろうと思

います。

ホームページについては、今後、外国人に向けた多言語化での情報発信について、機能強化していく予定です。

山下委員

「参考資料2」によると、宮城県の在留外国人は、平成30年12月末現在で21,614人となっています。これだけの在留外国人がいながら、みやぎ外国人相談センターの相談件数は年間251件というのは、そもそも周知広報が足りないと感じました。

これだけの在留外国人がいる中で、相談の必要が無い方も当然いるとはいえ、1日に一件も相談がないということは、そもそも相談センターが知られているのかと疑問を感じます。「参考資料1」で市町村の相談体制を見ると、ほとんどが空欄です。相談がある際は、町役場や市役所に直接出向けばいいのかもしれませんが、県の相談窓口がしっかりと周知されているのか疑問です。困ったことがあった際に電話する番号を伝え、そこに電話すれば、適切な問い合わせ先に繋いでもらえるといったような周知の仕方ができれば、この相談センターの役割というのは、際立ってくると思います。特に、相談体制の無いような自治体に住んでいる方だと、直接行かなくても、電話で相談できるみやぎ外国人相談センターに係る事業は、重要な施策と思います。そのような中、在留外国人に比べて相談件数が少ないという現状について、どのような評価をされているか伺います。

事務局

みやぎ外国人相談センターの相談実績は、開設以来、年間約250～300件の間で推移していますが、東日本大震災の時には1,000件を超え、その翌年度も500件以上を受け付けた実績はありますが、ここ数年は落ち着いていました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、コロナ関係の相談も増えています。

委員御指摘のとおり、在留外国人の数に比べれば、相談件数が少ないという見方も出来ます。周知の浸透度合いについては、関係機関にはお知らせはしていますので、それなりに周知はできていると考えております。実際の相談では、市町村の国際交流担当や多文化共生担当から、役所に来所された外国人への対応についての相談や問い合わせを受けたり、多言語表示に際して翻訳の相談を受けていますので、関係機関には、一定程度、知られていると思います。

それ以外の一般の外国人の方に対しては、周知が足りない面もあることを反省するとともに、そのような方たちに届くような場所に、チラシ等を置いたり、フェイスブック等のSNS上での発信などにより、今後も一層の周知広報に努めるとともに、出入国在留管理局の事務所など、外国人の方が必ず寄られるような場所にも、資料を置かせて頂くなどについても、検討していきたいと思っております。

市瀬会長

みやぎ外国人相談センターでは電話相談が主ですが、若い世代は音声電話を利用しなくなってきました。同国人コミュニティーの SNS 上でのグループ通話などが最も内側にあり、その外側に SNS 上の対話、例えばフェイスブックのメッセージ、さらにその外側にメールがあり、最も外側に電話があると思っています。

コミュニティーがもっている SNS に、相談システムが入っていないという事実もあると思います。また、様々なところで話を聞くと、電話相談の相談件数が落ちてきているという実態があるので、是非ツイッターなど各種 SNS 上でどう各国のコミュニティとコンタクトをとるかを研究して頂けると、更なる活性化につながると感じました。

市瀬会長

それでは、本日の議事を終了いたします。進行について事務局にお返しします。

【7 その他】

事務局

次回審議会は、来年2月頃開催を予定しており、委員の皆様には、詳細な日程等が決まり次第、改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【8 閉会】

事務局

以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。

以上